

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年8月9日時点

～2023年8月8日

2023年8月9日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～5 (略)	(略)

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～5 (略)	(略)
5の2 ワークスペース	SDPFサービスにおいて利用する各種リソースを管理するための論理的な単位であって、1つ以上のテナントをまとめるものとして作成されるもの
5の3 ワークスペース移行	当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところに従ってワークスペースの帰属を変更すること
6 テナント	SDPFサービスにおいて利用する各種リソースを管理するための論理的な単位
6の2～10 (略)	(略)

6 テナント	SDPFサービスにおいて利用する各種リソースを管理するための論理的な単位
6の2～10 (略)	(略)

第2章 契約

第2章 契約

([契約](#)の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により[SDPFサービスに係る契約](#)の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により[設立された法人](#)は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第12条 (略)

([契約者](#)の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により[契約者](#)の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により[そのSDPFサービスに係る利用権 \(契約者がSDPFサービスに係る契約に基づいてSDPFサービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。\)](#)の全部を承継した法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第12条 (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年8月9日時点

～2023年8月8日

2023年8月9日～

(契約に基づく権利の譲渡)

第13条 SDPFサービスに係る利用権 (契約者がSDPFサービスに係る契約に基づいてSDPFサービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2～3 (略)

4 SDPFサービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約に基づく権利の譲渡)

第13条 SDPFサービスに係る利用権の譲渡は、本規約又は当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に特段の定めがある場合を除き、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2～3 (略)

4 前項までに定めるほか、契約者が自己と異なる名義の契約者と合意してワークスペース移行を行う場合は、そのワークスペースの部分について、SDPFサービスに係る利用権を譲渡することとなります。

5 SDPFサービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた譲渡対象に係る一切の権利及び義務を承継します。

6 SDPFサービスに係る利用権の譲渡に伴い生ずる紛争については、譲渡人及び譲受人の責任においてこれを解決するものとします。

第8章 雑則

(契約者の義務)

第32条 (略)

2～10 (略)

11 契約者は、SDPFサービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はSDPFサービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、

本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。

また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。

12～13 (略)

第8章 雑則

(契約者の義務)

第32条 (略)

2～10 (略)

11 契約者は、SDPFサービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はSDPFサービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、当該SDPFサービスの部分について、次の事項に同意するものとします。

(1) 当該第三者によるSDPFサービスに係る申込みその他の意思表示 (本規約又は当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) において当該第三者に当該意思表示に係る行為が認められているもの) 又は当該第三者によるSDPFサービスの利用について、契約者が行ったものとして当社が取り扱うこととします。この場合、当該第三者によるそれらの行為については、契約者が責任を負うものとします。

(2) 本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。

この場合、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。

12～13 (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年8月9日時点	
～2023年8月8日	2023年8月9日～
<p>第33条～第42条 (略)</p> <p>(ポータル契約の締結)</p> <p>第43条 当社は、SDPFサービスに係る契約の申込みがあった場合又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等（SDPFサービスに係る契約の申込みをした者又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下、この条において同じとします。）から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第33条～第42条 (略)</p> <p>(ポータル契約の締結)</p> <p>第43条 当社は、SDPFサービスに係る契約の申込みがあった場合又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡 （その利用権の全部を譲渡するものに限ります。以下この条において同じとします。）の承認の請求があった場合は、申込者等（SDPFサービスに係る契約の申込みをした者又はSDPFサービスに係る利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下、この条において同じとします。）から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。</p> <p>2～3 (略)</p>
	<p>附則（令和5年8月2日 CNS1サ第000400002267-01号） この改正規定は、令和5年8月9日から実施します。</p>